

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正案について

1. 改正の背景

長大又は超重量貨物の輸送に供するトレーラ等については、その特殊性からも道路や他の交通への影響が大きいことから、運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の緩和について地方運輸局長の認定を受け、かつ、認定の際に付された基準緩和の期限、条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を遵守する必要があります。

また、期限満了日以降も引き続いて使用する場合は、緩和の継続認定を受ける必要があります。

一方で、トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進など官民あげて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）の一部改正を行うほか、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 提出書面の一部改正

各様式の集約化等、提出必要書面の見直しにより申請書面を簡素化。

(2) 第9関係 継続緩和の認定の一部改正

- ① 安全運行体制や法令遵守体制が徹底されていると認められる安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けている事業所に使用の本拠の位置を有する自動車の継続緩和申請について、緩和の期限を現行の4年から無期限に延長。

※ 安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合には、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

- ② その他の継続緩和について、重大事故が減少していることから、緩和の期限を現行の2年から4年に延長。

基準緩和の期限の改正(案)

	現行	改正案
要件を満足する自動車	新規: 2年 初回の継続: 3年 2回目以降: 4年	新規: 2年 継続: 無期限
その他の自動車	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 4年

<要件>

Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

(3) その他所要の改正

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年3月（下旬）

施 行：令和4年4月1日